

平成23年(2011年)4月15日



埼玉県報

第 2 2 7 9 号
平成23年4月15日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則\(自然環境課\)](#)
- [職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則\(少子政策課\)](#)
- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

訓令

- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

告示

- [包括外部監査契約に関する告示\(改革推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [埼玉会館の指定管理者である法人の名称変更\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県熊谷会館の指定管理者である法人の名称変更\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者である法人の名称変更\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県情報公開条例の規定により知事が定める出資法人の名称変更\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県個人情報保護条例の規定により知事が定める出資法人の名称変更\(文化振興課\)](#)
- [県営土地改良事業琵琶ヶ入池地区\(ため池等整備事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [土地改良事業指扇北地区\(区画整理事業\)の工事完了\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [羽尾表前土地改良区の役員住所変更届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [羽尾表前土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [備前堀土地改良区役員就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [神鳥菰島土地改良区役員就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [山梨県との行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定\(道路政策課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [深谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [一般国道140号の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立病院の料金収納業務委託\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

規 則

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十号

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号口中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 当該特別地区が本来の生育地でない植物で、当該特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 当該特別地区が本来の生息地でない動物で、当該特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第十五条第五号中「こう配」を「勾配」に改め、同条に次の四号を加える。

七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。次号において同じ。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するた

めの業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

九 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 前各号に掲げる行為に附帯する行為

第十六条第一号イ中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号ニ中「こつばい」を「勾配」に改め、同号チ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ワ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第五号に次のように加える。

へ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第十六条第八号へ中「同法第十八条第三項」を「都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下この号において「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項」に改め、「工作物」の下に「（園内移動用施設である索道等を除く。）」を加え、同号を同条第十二号とし、同条中第七号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ニ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急

傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

第十六条第六号の次に次の三号を加える。

七 木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、

同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

又 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 森林の整備及び保全を図るために条例第十七条第四項第八号の知事が指定す

る植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 当該特別地区が本来の生息地でない動物で、当該特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つことであつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十七条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

八 人の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

(イ) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

(ロ) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第十六条に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第十七条第四項第一号から第十五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの若しくは条例第十七条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

第十八条第一号中「第八号イ」を「第十二号イ」に、「第八号ロ」を「第十二号ロ」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる行為に附帯する行為

第二十三条第六号八中「第十六条第八号八」を「第十六条第十二号八」に改め、同条に次の一号を加える。

七 前各号に掲げる行為に附帯する行為

第二十四条第二項中「第七号」を「第十二号」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注1の表中「鑑7号」を「

条例第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる行為	林種、樹種、林令、森林全面積、総面積
--------------------------	--------------------

	条例第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる行為	林種、樹種、林令、森林全面積、
	条例第 17 条第 4 項第 7 号に掲げる行為	木竹の生育状況

総面積		「 」	条例第 17 条第 4 項第 7 号に掲げる行為	排水 経路 上の
			「 」	

施設の種類、汚水又は廃水の種類及び量、排水の 、排水先の水域、関連行為の概要、自然環境保全 配慮	「 」	「 」	条例第 17 条第 4 項第 7 号 に掲げる行為
			条例第 17 条第 4 項第 8 号 に掲げる行為
			条例第 17 条第 4 項第 9 号 に掲げる行為
			条例第 17 条第 4 項第 10 号に掲げる行為

損傷樹種、損傷数量、損傷方法、関連行為の概要、自然
 環境保全上の配慮

植栽（播種）する植物の種類、植栽（播種）の面積、数量及び方法、管理方法、関連行為の概要、自然環境保全の配慮

記載する。

動物（家畜）の種類及び数量（頭数）、管理方法、自然環境保全上の配慮

排水施設の種類、汚水又は廃水の種類及び量、排水の経路、排水先の水域、関連行為の概要、自然環境保全上の配慮

様式第二号から様式第五号までの規定中「あて先」を「宛先」と改める。

様式第六号裏中「附せられた」を「付された」と改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県自然環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十一号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条から第十二条までを次のように改める。

（公園事業の執行の同意又は認可）

第三条 条例第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の同意又は認可の申請）

第四条 条例第八条第四項の規定による執行の同意又は認可の申請は、様式第一号の県立自然公園事業執行同意（認可）申請書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第八条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

二 第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるもの（運輸施設に関する公園事業にあつては第六号、第七号及び第九号に掲げる書類、国等が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号、第七号及び第十号に掲げる書類を除く。）とする。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影

響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

七 事業資金を調達することができることを証する書類

八 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

九 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十一 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第五条 条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第八条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第六条 条例第八条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、様式第一号の二の県立自然公園事業の内容の変更の同意(認可)申請書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第八条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げ

る書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第七条 条例第八条第九項の規定による届出は、様式第一号の三の県立自然公園事業の内容の軽微な変更届を知事に提出して行うものとする。

（承継の同意又は承認の申請）

第八条 条例第八条の三第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、様式第一号の四の法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継同意（承認）申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、国等が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付すれば足りる。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第四条第三項第三号、第四号及び第十号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第八条の三第二項の規定による相続の承認の申請は、様式第一号の五の相続による県立自然公園事業の承継申請書を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合にあつては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（公園事業の休廃止の届出）

第九条 条例第八条の四の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、様式第一号の六の県立自然公園事業の休止（廃止）届を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

（同意又は認可の失効の届出）

第十条 条例第八条の五第二項の規定による届出は、様式第一号の七の県立自然公園事業の執行同意（認可）失効届を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことそ

その他その効力が失われたことを証する書類

第十一条及び第十二条 削除

第十五条第三号中「灯ろう」を「灯笼」に改め、同条第十一号中「こうばい」を「勾配」に改め、同条第十二号中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十三号中「給餌台」を「給餌台」に改め、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

第十五条第二十号の次に次の十八号を加える。

二十の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

二十の三 宅地の木竹を損傷すること。

二十の四 自家用のために木竹を損傷すること。

二十の五 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の六 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の七 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の八 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

二十の九 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の十 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の十二 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

二十の十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、

同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同法第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

二十の十五 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

二十の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行うものを含む。）。

二十の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十五条第三十号中「尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽」に改め、同条第三十八号中「第十二条第三項第九号」を「第十二条第三項第十号」に改め、同条中第三十八号の二の二を第三十八号の二の九とし、第三十八号の二を第三十八号の二の七とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八の二の八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条第三十八号の次に次の六号を加える。

三十八の二 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

三十八の二の二 農業を営むために条例第十二条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

三十八の二の三 森林の整備及び保全を図るために条例第十二条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

三十八の二の四 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十二条第三項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。次号及び第三十八号の二の六において同じ。）。

三十八の二の五 宅地内に木竹を植栽すること。
 三十八の二の六 桑、茶、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第十五条第三十八号の三中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同条第三十八号の五の次に次の四号を加える。

三十八の五の二 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十二条第三項第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと。

三十八の五の三 特定外来生物に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

三十八の五の四 人の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

三十八の五の五 家畜を係留放牧すること（条例第十二条第三項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第十五条第三十八号の六中「通常行われる行為のために」を削り、同条第三十八号の十六中「こと」の下に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同条第三十八号の十七及び第三十八号の十八中「第十二条第三項第十二号」を「第十二条第三項第十五号」に改め、同条中第四十八号から第五十一号までを削り、第五十二号を第四十八号とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第14条関係）

番号	許可を受けようとする行為の種類	申請書の名称	様式	添付図面等
1	条例第12条第3項第1号に掲げる行為	工作物の新築（改・増） 建築許可申請書	第1号の8	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概要図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の地形図又は案内図

				<p>00分の1以上の平面図、断面図及び構造図</p> <p>4 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。）が記載された縮尺100分の1以上の全ての立面を表示した立面図</p> <p>5 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面</p>
2	<p>条例第12条第3項第2号に掲げる行為</p>	<p>木竹の伐採許可申請書</p>	<p>第1号の9</p>	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真並びに行為の施行方法の表示に必要な図面</p>
3	<p>条例第12条第3項第3号に掲げる行為</p>	<p>木竹の損傷許可申請書</p>	<p>第1号の10</p>	<p>行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面</p>
4	<p>条例第12条第3項第4号に掲げる行為</p>	<p>鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書</p>	<p>第1号の11</p>	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図</p> <p>4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面</p>
5	<p>条例第12条第3項第5号に掲げる行為</p>	<p>水位（水量）増減行為許可申請書</p>	<p>第1号の12</p>	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真並びに行為の施行方法の表示に必要な図面</p>
6	<p>条例第12条第3項第6号に掲げ</p>	<p>広告物の設置等許可申請書</p>	<p>第1号の13</p>	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかに</p>

	る行為				<p>した縮尺5, 000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1, 000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図</p>
7	<p>条例第12条第3項第7号に掲げる行為</p>	物の集積等許可申請書	第1号の14	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50, 000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5, 000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1, 000分の1以上の平面図及び立面図</p> <p>4 行為に伴い行われる遮蔽の方法等を明らかにした縮尺1, 000分の1以上の図面</p>	
8	<p>条例第12条第3項第8号に掲げる行為</p>	水面の埋立て(干拓)許可申請書	第1号の15	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50, 000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5, 000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1, 000分の1以上の平面図及び断面図</p> <p>4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1, 000分の1以上の図面</p>	
9	<p>条例第12条第3項第9号に掲げる行為</p>	土地の形状変更許可申請書	第1号の16	同上	
10	<p>条例第12条第3項第10号に掲げる行為</p>	高山植物等の採取許可申請書	第1号の17	<p>行為の場所を明らかにした縮尺50, 000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面</p>	
11	<p>条例第12条第3項第11号に掲げる行為</p>	植物の植栽(播種)許可申請書	第1号の18	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50, 000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5, 000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1, 000分の1以上の平面図その他行為の施行方法の表示に必要な図面</p>	

12	条例第12条第3項第12号に掲げる行為	指定動物の捕獲等許可申請書	第1号の19	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面
13	条例第12条第3項第13号に掲げる行為	動物の放出許可申請書	第1号の20	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面
14	条例第12条第3項第14号に掲げる行為	工作物の色彩変更許可申請書	第1号の21	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のベンセル値が記載された縮尺1000分の1以上の全ての立面を表示した立面図
15	条例第12条第3項第15号に掲げる行為	指定区域内への立入り許可申請書	第1号の22	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図
16	条例第12条第3項第16号に掲げる行為	車馬の使用等許可申請書	第1号の23	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図

別表第一の二第一号の表第四項基準の欄①、第五項基準の欄②及び第九項基準の

欄③中「すべて」や「全て」のほか、回表第十項基準の欄④中「すべて」や「全て」

のほか、回欄⑤及び回表第十一項基準の欄⑥中「僅少」や「僅少」のほか、回表第

一の二条十三号中「第12条第3項第13号」や「第12条第3項第16号」のほか

の、回号を回表第十六号と、回表第十三号中「第12条第3項第12号」や「第

12条第3項第15号」のほか、回号を回表第十五号と、回表第十一号中「第1

2条第3項第11号」や「第12条第3項第14号」のほか、回号を回表第十四号

よつ、回表第十号中「第12条第3項第10号」や「第12条第3項第12号」
の、回や回表第十二号の、回中の次に次の一号や四号。

13 当該特別地域が本来の生息地でない動物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものの放出等（条例第12条第3項第13号に掲げる行為）に係る許可の基準

(1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該行為が反復継続して行われるものでないこと。

別表第一の二第七号中「第12条第3項第9号」や「第12条第3項第10号」
の、回や回表第十号の、回中の次に次の一号や四号。

11 当該特別地域が本来の生育地でない植物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものの植栽等（条例第12条第3項第11号に掲げる行為）に係る許可の基準

(1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 災害復旧のために行われるものであること。

別表第一の二第八号中「第12条第3項第8号」や「第12条第3項第9号」
の、回や回表第九号の、回表第七号中「第12条第3項第7号」や「第12条第3項第8号」の、回や回表第九号の、回や回表第九号中「第12条第3項第6号」や「第12条第3項第7号」の、回中の「かんがみ」や「鑑み」の、回中の「遮へい物」や「遮蔽物」の、回中の「僅少」や「僅少」の、回や回表第十号の、回表第五号中「第12条第3項第5号」や「第12条第3項第6号」の、回や回表第十号の、回表第四号中「第12条第3項第4号」や「第12条第3項第5号」の、回や回表第十号の、回表第三号中「第12条第3項第3号」や「第12条第3項第4号」の、回中の「かんがみ」や「鑑み」の、回中の「たい積」や「堆積」の、回を別表第一の二第四号の、回表第二号の次に次の一号を加える。

3 木竹の損傷（条例第12条第3項第3号に掲げる行為）に係る許可の基準

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

じ、「添付図面等」や「添付図面等」じ、「別表第1の4」や「別表第1の5」じ、「別表第1の5」や「別表第1の6」じ、「別表第1の7」や「別表第1の8」じ、「別表第1の3」や「別表第1の4」じぢぢぢ。

様式第一号の十二中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の二十三とする。

様式第一号の十二中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の二十二とする。

様式第一号の十一中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の二十一とする。

様式第一号の十中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の十九とし、同様式の次に次の様式を加える。

動物の放出許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

住所
氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話

埼玉県立自然公園条例第 1 2 条第 3 項の規定により、県立 自然公園の特別地域内にお
いて動物の放出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその 付近の状況		
動物の種類		
施行方法	動物の数量	
	管理方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

様式第一号の九中「~~ア~~」を「~~イ~~」に改め、同様式を様式第一号の十七とし、同様式の次に次の一様式を加える。

植物の植栽 (播種) 許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

住所
氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話

埼玉県立自然公園条例第 1 2 条第 3 項の規定により、県立 自然公園の特別地域内にお
いて植物の植栽又は播種の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその 付近の状況		
植栽 (播種) する 植物の種類		
施行方法	植栽 (播種) 面積	
	植栽 (播種) 数量	
	植栽 (播種) 方法	
管理方法	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

様式第一号の八中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の十六とする。

様式第一号の七中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の十五とする。

様式第一号の六中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の十四とする。

様式第一号の五中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の十三とする。

様式第一号の四中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の十二とする。

様式第一号の三中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の十一とする。

様式第一号の二中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号の九とし、同様式の次に次の一様式を加える。

木竹の損傷許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

住所
氏名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名
〕

電話

埼玉県立自然公園条例第12条第3項の規定により、県立 自然公園の特別地域内にお
いて木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその 付近の状況		
損傷物の種類		
施行方法	損傷物の数量	
	損傷方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

様式第一号の一中「 ㊦ 」を「 ㊧ 」に改め、同様式を様式第一号の八とし、同様式の前に次の七様式を加える。

県立自然公園事業執行同意 (認可) 申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電 話

県立

自然公園内において

事業を執行したいので、埼玉県立自然公園

条例第 8 条第 2 項 (第 3 項) の規定により、次のとおり協議 (申請) します。

公園施設の種類				
公園施設の位置				
公園施設・構造の規模	経営方法	直営)	
		委託 (受託者		
		有 (標準的な額)
		無)
公園施設又は経営の方法	供用期間	通年		
		季節 (供用区間)		
公園用年	施設開始月	年 月 日		
工事施行期間	年 月 日	着工	年 月 日 完了	
備	考			

県立自然公園事業の内容の変更の同意 (認可) 申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話

県立 自然公園内において

事業の執行の同意を得た (認可を受けた)

内容を変更したいので、埼玉県立自然公園条例第 8 条第 6 項の規定により、次のと
おり協議 (申請) します。

執行の同意を得た (認可を受けた) 年 月 日 及び 番号	事項	変更前	変更後
	公園施設の 種類		
	公園施設の 位置		
	公園施設の 規模・構造		
	変更の内容	経営方法	
	公園施設の 管理又は 料金徴収		

	経営の方法	供		
		用 期 間		
変更しようとする 年 月 日		年 月 日		
工事施行期間 予 定 期 間		年 月 日	着工	完了
変更を必要とする 理 由				
備 考				

県立自然公園事業の内容の軽微な変更届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電 話

県立 自然公園内において

事業の内容に関し、軽微な変更をし

たいので、埼玉県立自然公園条例第 8 条第 9 項の規定により、次のとおり届け出ます。

執行の同意を得た (認可を受けた) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
	公園施設の種類		
変更の内容 変 更 の 容 内	事 項 氏名(名称、 代表者の氏 名)又は住 所	変 更 前	変 更 後
		公園施設の	
	管理又は 経営の方法	受 託 者	
		標準的な額	
		供用期間	
供用予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	

	工事施行の 予定年月日	年 月 日	着工 完了	年 月 日	着工 完了
	変更した年月日	年 月 日	年 月 日		
変更理由					
備考					

様式第 1 号の 4 (第 8 条関係)

法人の合併 (分割) による県立自然公園事業の承継同意 (承認) 申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所
氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話

県立 自然公園内において 事業を承継したいので、埼玉県立自然公園条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり協議 (申請) します。

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併 (分割) 法人 の名称、住所及び 代表者の氏名	
合併 (分割) した年月日	年 月 日
合併 (分割) した理由	
備考	

相続による県立自然公園事業の承継申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

電話

㊦

県立 自然公園内において 事業を承継したいので、埼玉県立自然公園条例第 8 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
被相続人の 氏名及び住所	
被相続人が 死亡した年月日	年 月 日
備考	

県立自然公園事業の休止 (廃止) 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話

県立 自然公園内において

事業を休止 (廃止) したいので、埼玉

県立自然公園条例第 8 条の 4 の規定により、次のとおり申請します。

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月 日)
休止中 (廃止後) の 公園施設の 管理方法 (取扱いは)	
備考	

県立自然公園事業の執行同意 (認可) 失効届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所
氏名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話

県立 自然公園内において

事業執行の同意 (認可) が失効したので、

埼玉県立自然公園条例第 8 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

櫻名郷田中「埼玉県立自然公園条例」の次に「第 8 条の 7、」を「第 7、」並びに埼玉県立自然公園条例施行規則第 8 条」を「第 8、」に「第 8 条の 7、」を「第 8 条の 7、」と改題する。

別紙

埼玉県立自然公園条例 (抄)

(報告徴収及び立入検査)

第 8 条の 7 知事は、第 8 条第 3 項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員をして、その公園事業に係る施設に立ち入らせ、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第 1 6 条 知事は、自然公園の保護のために必要があるときは、第 1 2 条第 3 項の規定による許可を受けた者又は第 1 4 条第 2 項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第 1 2 条第 3 項、第 1 4 条第 2 項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第 1 2 条第 3 項各号、若しくは第 1 4 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第 2 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地又は建物の所有者若しくは占有者は、正当な理由がない限り、第 2 項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(利用のための規制)

第 1 8 条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方できをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

(実地調査)

第33条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の7第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2)・(3) (略)
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- (5) 第 1 6 条第 5 項の規定に違反して、同条第 2 項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第 1 8 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をした者
- (7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第 1 8 条第 2 項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第 1 項第 2 号に掲げる行為をした者
- (8) 第 3 3 条第 5 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十二号

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成二十二年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（）」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（）」に、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六号第六号及び第二十条第五号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十五号中「災害時等において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改め、同項第十六号中「学校職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、学校職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、学校職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 学校職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該学校職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 学校職員及び当該学校職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該学校職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十二条第一項第二十四号中「おいて五日」の下に「（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）」を、「あつては、五日」の下に「（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）」を、「あつては、三十八時間四十分」の下に「（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、七十七時間三十分）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第五号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月十五日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育事務所長の項専決事項の欄第六号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 契約の相手方の氏名及び住所

中島 茂喜

埼玉県さいたま市浦和区皇山町十九番十三号

二 契約の期間の始期

平成二十三年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払い方法

概算払

告 示

埼玉県告示第四百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人AKパソコンクラブ
- 三 代表者の氏名
柴田 芳夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市本町四丁目五番八一四百十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、川口市及びその周辺に在住の中高齢者に対し、パソコン学習を行い、友達作りと生き甲斐を提供する事に依って、社会に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アドバンス
- 三 代表者の氏名
小川 憲司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市鶴馬一丁目二十四番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、人間の尊厳に立脚し、精神障害者及びその家族とともに、より豊かに安心して生活できる地域社会づくりに取り組んでいくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境浄化対策協議会

三 代表者の氏名

飯田 光男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市中央五丁目五番地十八スパークビルBーF

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対し、環境保全に係る総合的な活動を行い、もって地域住民の安心に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量13,100,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成23年7月1日(金)から平成24年6月30日(土)まで

(4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規

定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 鈴木 電話048-830-2613(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成23年4月27日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎地下1階総務部会議室 平成23年5月30日(月)午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成23年5月27日(金)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年4月28日(木)午後4時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities on the premises of the prefectural government office (estimated kw/h: 13,100,000 kw/h).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 10:00 am, May 30, 2010

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

埼玉会館条例（昭和四十一年埼玉県条例第十二号）第十六条第二項の規定により
埼玉会館の指定管理者である財団法人埼玉県芸術文化振興財団の名称の変更の届出
があったので、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

二 変更の年月日

平成二十三年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百九十五号

埼玉県熊谷会館条例（昭和四十六年埼玉県条例第五十六号）第十五条第二項の規定により埼玉県熊谷会館の指定管理者である財団法人埼玉県芸術文化振興財団の名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

二 変更の年月日

平成二十三年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例（平成六年埼玉県条例第八号）第十六条第二項の規定により彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者である財団法人埼玉県芸術文化振興財団の名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

二 変更の年月日

平成二十三年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百九十七号

平成十三年埼玉県告示第五百三十二号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める出資法人）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第十一号中「財団法人埼玉県芸術文化振興財団」を「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

平成十七年埼玉県告示第七百五十二号（埼玉県個人情報保護条例第五十九条第一項の規定により知事が定める出資法人）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第十九号中「財団法人埼玉県芸術文化振興財団」を「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

県営土地改良事業琵琶ヶ入池地区（ため池等整備事業）の工事を平成二十三年二月八日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、さいたま市指扇北土地改良区理事長から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業

指扇北土地改良区営土地改良事業（区画整理事業）

二 地 区

指扇北地区

三 工 事 完 了 年 月 日

平成二十二年三月三十一日

告示

埼玉県告示第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
羽尾表前土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
旧監事	井上恒利	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千二百三十一番地
新		同 同 同 同 千二百三十一番地一

告示

埼玉県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽尾表前土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	内田 實	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百五十八番地
同	上野 廣	同 同 同 同 同 千四百五十九番地三
同	小久保 恒雄	同 同 同 同 同 千四百三十二番地
同	赤沼 久義	同 同 同 同 同 六百四十一番地一
同	赤沼 文雄	同 同 同 同 同 六百四十九番地
同	赤沼 正義	同 同 同 同 同 千四百四十五番地
同	飯塚 金夫	同 同 同 同 同 百四十五番地
同	井上 喜平	同 同 同 同 同 千二百七十三番地
同	井上 良雄	同 同 同 同 同 千三十八番地
同	上野 庄吉	同 同 同 同 同 千七十四番地
同	上野 正夫	同 同 同 同 同 千四百番地
同	上野 道世	同 同 同 同 同 千二百三十八番地
同	内田 敏雄	同 同 同 同 同 千四百七十六番地
同	小林 一夫	同 同 同 同 同 千三百八十三番地
同	島田 正一	同 同 同 同 同 千五百十九番地
同	福田 茂男	同 同 同 同 同 四百五十三番地
監事	内田 正吉	同 同 同 同 同 千四百五十五番地
同	内田 嘉孝	同 同 同 同 同 千四百六十三番地
同	井上 恒利	同 同 同 同 同 千二百三十一番地一
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	内田 實	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百五十八番地
同	上野 廣	同 同 同 同 同 千四百五十九番地三
同	小久保 恒雄	同 同 同 同 同 千四百三十二番地

同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
井 上 恒 利	内 田 嘉 孝	内 田 正 吉	福 田 茂 男	島 田 正 一	小 林 一 夫	内 田 敏 雄	上 野 道 世	上 野 正 夫	上 野 庄 吉	井 上 良 雄	井 上 喜 平	飯 塚 金 夫	赤 沼 義 弘	赤 沼 正 副	赤 沼 文 雄	赤 沼 久 義	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
千 二 百 三 十 一 番 地 一	千 四 百 六 十 三 番 地	千 四 百 五 十 五 番 地	四 百 五 十 三 番 地	千 五 百 十 九 番 地	千 三 百 八 十 三 番 地	千 四 百 七 十 六 番 地	千 二 百 三 十 八 番 地	千 四 百 番 地	千 七 十 四 番 地	千 三 十 八 番 地	千 二 百 七 十 三 番 地	百 四 十 五 番 地	千 三 百 八 十 七 番 地	千 四 百 四 十 五 番 地	六 百 四 十 九 番 地	六 百 四 十 一 番 地 一	

告示

埼玉県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	藤沼治	埼玉県加須市日出安七百四十五番地

告示

埼玉県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神鳥荻島土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	萩原六郎	埼玉県羽生市大字喜右工門新田千四百七十番地

告示

埼玉県告示第五百五号

行政区域の境界に係る道路の管理について、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十九条第一項の規定に基づき、山梨県と協議して次のとおり定めただので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図書は、平成二十三年四月十五日から三十日間、埼玉県県土整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 路線名、位置、種別、管理区間及び管理者

路線名	位置		種別	管理区間	管理者
	埼玉県	山梨県			
一般国道一四号	秩父市 大滝	山梨市 三富川 浦	雁坂トンネル	トンネル 総延長	山梨県

ただし、雁坂トンネルのうち山梨県道路公社が建設した部分を除く。

二 協定締結年月日

平成二十三年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第五百六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 三 一 号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

秩父市大野原字黒草一二五九外一五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一四二・八立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇〇一立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第五百七号

深谷市から深谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

<p style="text-align: center;">百四十号</p>	<p style="text-align: center;">路線名</p>
<p style="text-align: center;">秩父市大滝字岡本天神ヲ子五二 八三番三地先から同市大滝字岡 本天神ヲ子五二八三番三地先ま で</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の区間</p>
<p style="text-align: center;">平成二十三年四月十五日</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の期日</p>
<p style="text-align: center;">○メートル 延長一四・九 始である。 区域の供用開 した道路予定 十一号で告示 務所長告示第 父県土整備事 付け埼玉県秩 年九月十七日 平成二十二</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十一月十八日

指令川建セ第二二 一一一 号

二 検査済証番号

平成二十三年四月十二日

川建セ第二二 一四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字福石三七 番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市溝端町九番地（20 203）

佐々 雄介

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十三年二月二十一日

指令越建セ第二二〇〇六五〇号

二 検査済証番号

平成二十三年四月十二日

越建セ第二四 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字川端六百十一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目十六番五号

山口 憲治 山口 純子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年三月二十二日

指令越建セ第二二〇〇八〇〇号

二 検査済証番号

平成二十三年四月十二日

越建セ第二六 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮二百十三番六、二百十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮二 五 二四 ブリックス G号室

土井 孝

告 示

埼玉県病院事業告示第七号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる施設の料金のうち、患者自己負担分に係る未収金収納事務を次のとおり委託した。

平成二十三年四月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 施設の名称

埼玉県立循環器・呼吸器病センター埼玉県立がんセンター埼玉県立小児医療センター埼玉県立精神医療センター

2 受託者の住所、名称及び代表者氏名

大阪府大阪市中央区淡路町二丁目一番一号 弁護士法人 開明法律事務所

代表社員 田中 英一

3 委託期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年四月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年四月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について